

(2) 市の事業の企画・運営・実施状況（仕様書内）

項目	具体的な取組み	目標	令和3年度の実施状況	令和3年度 の評価 (20段階)	令和4年度の実施状況	令和4年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和4年度 の評価 (20段階)
1 児童発達支援事業について							
①	グループ療育の実施	月～金曜日の午前中に、グループ（1グループあたり4人～7人）を実施。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・204日実施 ・延べ児童数1,034人（うち緊急事態宣言下の電話対応21日 84名） ・午前中に、親子グループ療育（1グループあたり6人）を実施。未満児5グループ（週1回）	19	・198日実施 ・延べ児童数669人 ・午前中に、親子グループ療育（1グループあたり6人）を実施。未満児5グループ（週2回） 令和4年度は未満児での療育動員者・契約者が減少したことから、実施日数、利用人数共に減少した。令和4年度もコロナ禍での療育となり、市の助言を仰ぎながら療育を実施した。感染症対策については、引き続き各グループの利用者同士が園内で接触するのを避けられるよう出入口を分けたり、療育時間をずらすなどの配慮を行った。また、職員や利用者の健康管理や手指の消毒に加え、活動内容を工夫（広い部屋で活動し密集密接を防ぐ、他児と玩具を共有しないようにする、療育室に入る人数を制限する等）し、施設内及び使用した道具や玩具などの消毒を徹底するなどの感染症対策を行った。感染症対策は十分に行いつつ、通常療育に近い形でサービスが提供できるように、職員間で話し合いを重ね療育の充実に努めた。 未満児の親子グループ療育は、早期から待機なく子どもの受け入れができるように毎年プログラムを工夫している。グループは発達や年齢・発達上の差を考慮しながら編成し、半年ごとに見直しを行い、必要に応じてメンバー構成や人数調整することで、子どもの発達や特性に応じてより良い療育が提供できるように努めており、令和4年度も保護者と相談しながらグループ編成を見直した。また、子どもの自立に向けた基礎的な力を育てるとともに、親子での活動を通して、愛着関係を育みながら、子どもの困り感や気になることを療育の場面で保護者と共有し、その手立てを職員と一緒に考えていくことを目的に取り組んでいる。 親子療育は、保護者にとって子どもの要求にじっくり向き合い、その子なりのできることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つかる場、子どもへの関わり方を知る場、同じ悩みを持った親同士の交流の場となっており、発達支援の場であるとともに保護者支援としても重要な場となっている。また、就園に向けて子どもが必要となる力をつけたり、保護者が情報収集したりする場としての役割も担っている。 年少児で親子療育の積み重ねが少ない利用者については、令和2年度まで親子グループ療育を提供していたが、通園状況や「入園したら園での生活を大切にしたい」という保護者のニーズに合わせて柔軟にプログラムを見直し、令和3年度より親子個別療育として、親子グループ療育の中で大切にしたいことを押さえながら、無理な継続的に通園できるような配慮を行っている。 利用者のニーズや利用状況や支援状況を検証しながら、多治見市の療育体制全体を視野に入れ、より良い支援が提供できるよう随時プログラムや活動内容を見直し、サービスの提供に努めた。	18
②	個別療育の実施	月～金において、職員と通園児による1対1の個別指導療育を実施。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・188日実施 ・延べ児童数1,655人（うち緊急事態宣言下の電話対応26日、248名） ・週1回の個別指導	19	・200日実施 ・延べ児童数1,402人 ・週1回の個別指導 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の助言を受けながら、職員や利用者の健康管理や手指の消毒に加え、活動内容を工夫（個別療育で使用する部屋を限定し利用児同士の接触を避ける、玩具の共有をしない、等）しながら療育を行った。また、消毒にかかる時間が療育時間に影響することがないよう、時間の使い方を見直し、療育の事前準備や片付け、消毒の方法を職員間で共有した。 個別療育は原則として担当職員と利用児の1対1の個別的な支援となるので、アセスメントを行い、ニーズを踏まえて、個別支援計画を作成し、目標と見通しを持って個別指導療育を実施している。子どもの課題に応じた遊びや活動を通して発達を促す支援の提供に努め、支援の中で発見した子どもの力等の必要な情報を保護者と共有し、子どものこと、家族のこと、就学のこと等の相談に応じ、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築けるよう努力している。 令和3年度より、親子個別療育という新しい療育形態を取り入れており、令和4年度も活動内容や方法を検証して実施した。親子個別療育では、個別療育の中で意図的に親子の触れ合い遊びを取り入れ、保護者と療育の場面で共有できるようにすることで親子の愛着形成や保護者のわが子理解が進むように工夫しているが、段階的にとどめ1対1の個別療育に移行できるように見通しを持って行っている。また、複数組の親子と一緒に活動すること、自然に保護者間の交流が進むような配慮をしている。 発達支援センター統合に向け、ひまわりでは令和4年度から年少児の小集団療育を開始した。グループ活動の司会進行をする職員に注目して活動を行うこと、友達と一緒に遊びの経験を広げること、大人を支えに友達とのやり取りの力をつけることなどを目的に、通園児3～4名に対して指導員2～3名で活動をスタートした。 近年は、年少以上になってから療育に繋がるケースが増加傾向にあるが、地域の保育園や幼稚園で子どもが力を発揮していけるように、園との連携を大切にしている。また、通園児にとって必要な支援を子ども支援課や他の療育機関、保育園・幼稚園等に伝え、支援の場や支援方法について共有していくこと等、他機関との連携を充実させながら、公営施設としての役割を確認して事業を行った。（令和4年度、療育終了・ことばの教室への移行人数20人）	18
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとして実施。（4月～9月・10月～3月）一人につき1～2回程度。	集団生活に適應できるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	・62日実施 ・延べ児童数62人（一人につき月1～2回実施） 前期：6人（6園） 後期：4人（4園）	19	・92日実施 ・延べ児童数92人（一人につき月1～2回実施） 前期：7人（7園） 後期：7人（7園） ひまわり利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で通園児や保護者が安心して生活を送り、通園児や関わる子どもたちが地域で育ちあっていく事を目的に、保育所等訪問支援事業を実施。私立園への訪問支援事業も継続して行い事業の拡大と充実に向けて取り組んでいる。 コロナ禍においては、園に訪問する際に、園の感染状況を確認し、職員の健康管理と感染症防止対策（訪問の際マスクを着用、テラスや廊下からの見学、消毒を携帯する等）を十分に行っている。 訪問支援事業では対象児一人一人に個別の支援計画を作成し、集団生活の場で通園児に直接働きかける直接支援と、環境調整や周囲の関わり・支援方法について園の職員と一緒に考え助言する間接支援を行い、訪問の都度、報告書を作成している。園と保護者に同じ報告書を渡すことで、職員と園の職員・保護者が通園児の様子や支援方法を共通理解しながら支援をすすめることにつながっている。 市内の保育園や幼稚園への保育所等訪問支援事業の周知は進みつつあり、訪問支援事業の対象人数、訪問日共に増加した。事業のさらなる充実のために、アセスメントの方法や様式を見直し、子どもの姿や課題を対面でも共有するように改善した。課題や改善案は園長会に語り、事業に関わる関係機関の意見を聞きながらニーズに合わせて事業をすすめた。 訪問支援事業の対象児については、幼稚園や保育園の先生と子どもの姿を確認し合い、保護者の同意のもとで決定しているが、保護者に対する事業の周知やニーズの吸い上げについては課題もあり、市とも相談・連携しながら事業をすすめていきたい。	19

④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成（療育内容の検討）	年に2回（4月、10月）、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子ども1人ひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（月1回、適宜）	18	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（適宜）	保護者のニーズ（子どもに願う姿や、療育でつけていって欲しい力）の聞き取りや通園児のアセスメントをもとに全通園児に対し個別支援計画を作成している。作成の際には、児童発達支援管理責任者が全通園児について担当職員と支援会議を行い、ライフステージに合わせた子どもの成長を見通して、1年後に目標とする姿や半年後に目標とする姿を明確化し、具体的な支援の内容を決定している。また、個別支援計画は、児童発達支援ガイドラインに基づいて作成できるように勉強会を行い、具体的な作成の留意点などを確認した。令和4年度から、発達を踏まえたうえで、どのような支援が必要かを明確にするため、なかよしとひまわりの児童発達支援管理責任者が中心となってアセスメント方法や様式の見直しを行った（KIDS：乳幼児発達スケールの活用）。変更点については、職員勉強会やケース会議で検討し、半年ごとに検証してさらなる改善を図っている。支援計画の作成や保護者への説明の際には、子どもの発達段階と特性の共通理解を図り、できることから取り組めるように、保護者にもわかりやすい言葉で伝えている。また、支援計画を通して、関わる大人がどのような支援を行うことが必要か、焦らずに積み重ねていくことの大切さを伝え、保護者が具体的な対応方法を知り、家庭でも実行することで子どもの成長に繋がるよう丁寧に話している。具体的な支援については、定期的にケース会議やミーティングで情報共有することにより、常に支援方法の見直しを行い、職員間で子どもへの共通認識を図りながら、より適切な支援が提供できるように発達支援の資質の向上に努めている。個別支援計画は遅滞なく作成し、保護者の同意を得ながら支援を進めている。	19
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・174日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内に対応。 ・延べ個別支援児童数376人（個別指導対象児のみ）	18	・191日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内に対応。 ・延べ個別支援児童数460人（個別指導対象児のみ）	令和4年度は実施日数、指導人数共に増加した。 年少以上児の個別的な支援については、特別支援計画を作成し、職員と保護者が子どもの姿と目標、支援内容を共通理解して支援を実施した。特に運動面の課題が大きな通園児には、様々な評価方法を用いて課題を明確化し、身体を作っていく上で取り組んでいくと良い遊びの内容を、個別指導の担当職員と情報共有して連携を取る事で、より効果的な支援が行えるように努めている。保護者にも日常生活の中で取り組みそうなことを具体的に助言している。未満児については月に1～2回程度、親子グループ療育に作業療法士が入り、運動遊びの設定についてアドバイスすることで、グループでの活動内容が工夫できるよう連携をとっている。また、身体作りや感覚の受け止め方についての保護者勉強会を療育の積み重ねに応じて複数回実施し、保護者への情報提供や相談の機会を設けている。（グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない）。できるだけ多くの通園児に作業療法の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。	19
⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の向上をめざし、指導を行う。	・162日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・延べ個別支援児童数360人（個別指導対象児のみ）	19	・186日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・延べ個別支援児童数461人（個別指導対象児のみ）	令和4年度は実施日数、指導人数共に増加した。 ことばの育ちの面から必要に応じて検査を行い、子どもを捉え、コミュニケーション力や理解力、表現力の向上を目指した支援を実施した。年少以上児の個別的な支援は、特別支援計画をもとに職員と保護者が子どもの姿を共通理解しながら支援している。未満児については月に1～2回程度、グループ療育の中で個に応じた対応の仕方を指導員とともに検討したり、グループ療育を受けている保護者を対象に、療育の積み重ねに応じてことばの育ちに対する勉強会を複数回実施する等の対応をしている。（グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない）できるだけ多くの通園児に言語療法の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。また、近隣の医療機関で言語療法を受けている利用児に対しては、保護者を通して指導の内容を情報交換し、療育指導の中で取り組む事を確認するよう努めた。また、卒園や療育終了後に民間事業所で言語療法を継続する場合には、おきさんの様子や支援方針が引き継げるように、保護者の承諾を得て情報提供などの連携を行った。	19
⑦	摂食指導の実施 <※「仕様書」の内容により、「自主事業」で評価する。>							
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をする。	子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する。	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	19	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	日々の療育や定期的な懇談により、職員との信頼関係を築き、より丁寧な支援に繋げるよう努めた。感染症の蔓延状況により懇談の方法を随時変更した。未満児グループ全体での懇談会の開催が困難な時には、適宜個別懇談を行うなどの対応をとったが、保護者同士のつながりを作る為に、日々の活動の中で保護者間の自然な交流ができるような時間を作っている。感染状況が落ち着いた状況で実施した懇談会の際には、広い部屋で行う、ついたてを使用する、短時間で行うなどの感染症対策を行った。グループ療育では、懇談の際に親子で活動する事の意味や目的を丁寧に説明し、保護者の疑問や心配なことに応え、安心して療育に通えるように努めた。個別療育では、毎回療育後にフィードバックの時間を設けている他、支援計画作成時に家庭での様子や園の様子、保護者の困り感やニーズを聞き取り、不安に感じていることや困っていることに個別に対応し、担当職員とコミュニケーションを図りながら支援した。また、保護者アンケートを行うことで思いや感想、要望等（療育の目的や内容の確認、支援の見通しの共有、感染症対策についての不安や疑問に対する対応、療育後の保護者支援の際の子どもの安全管理、就園・就学に関する心配事等）を把握し、必要に応じて管理者との懇談を設けた。事業運営に関する保護者からの要望・意見やその回答については、掲示等により保護者にも情報公開している。	18

⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する。個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。必要に応じて訪問支援を行う。	日々の療育の中で、保護者の話に耳を傾ける。特に定めていないが、計画的な訪問支援（家庭、保育園、幼稚園、保健センター）を実施する。	・家庭訪問→中止 ・保育園、幼稚園訪問→感染症対策のため5～6月に年少児を中心に実施 ・家族参加月間（8月）	17	・家庭訪問→中止 ・保育園、幼稚園訪問（5～7月） ・家族参加月間（8～9月）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から家庭訪問は中止とした。園訪問については、子ども支援課や園と相談の上、感染症対策に十分配慮しながら全通園児に対して実施し、通園児の集団での姿の確認と支援について交流した。また、要望があれば園の先生方の療育見学の受け入れを行い、情報共有と支援方法の共通理解を図った。通園児の様子把握や保護者の不安の軽減のために、連絡ノートや個別療育終了後のフィードバックの時間を活用し、子どもの姿や課題を保護者と共通認識するようにより一層努めた。状況によって十分に話ができない時には電話での対応も行った。長引くコロナ禍の影響で、保護者同士のつながりが希薄になったり、保護者が出向いて悩みや不安を相談できる場所が少なくなったりしていることから、療育の際に職員とコミュニケーションをとることで、子どものことだけではなく保護者の様々な困り感に対応することができた。できるだけ保護者の思いに寄り添いながら話を丁寧に聞くようにしている。イベントの開催は依然困難な状況ではあったが、家族参加月間を通常よりも長い期間で設け、普段療育に参加できない家族も夏休み等を利用して療育に参加できるような機会を作り、家族で通園児の発達状況や支援について共有できるように配慮した。	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関しより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・7/7先輩保護者の講話 ・6月栄養相談（子ども支援課栄養士）→中止 ・9月9就園について（子ども支援課）→休園措置のため資料配布 ・11/2発達に遅さのある子どもの理解と支援（大湫病院 関正樹先生） ・1/14子育てについて（臨床心理士 水野香代先生） ・3/16就学について（教育相談室 後藤先生）	19	・6/28就学について講話（先輩保護者3名） ・9/7就園学習会（子ども支援課・先輩保護者） ・9/22見通しを持った子育てのために（臨床心理士：水野香代氏） ・12/18発達に遅さのある子どもの理解と支援（大湫病院 関正樹氏） ・2/1就学についての学習会（小学校特別支援加配教頭）	保護者のニーズが高い研修会・勉強会は感染症対策を講じ、時期や研修方法を工夫（時間短縮や参加人数の制限等）することで計画したすべての研修会を実施することができた。就園や就学など、通園児の節目に際しての保護者の不安は大きく、先輩保護者の話や園や学校の先生から直接話を聞く機会は具体的な見通しを持つきっかけとなり、貴重で充実した会となった。また、コロナ禍では保護者の子育てに関する負担や不安も大きくなっており、臨床心理士を講師に招いての子育ての勉強会は参加した保護者の方から好評であった。例年行っている児童精神科医による講演会も参加人数を制限し、ビデオ中継を取り入れて実施した。感染症への不安などから参加が難しい保護者には、講演会の様子をDVDに録画して貸し出しを行うなど多くの保護者に研修の機会を提供できるよう努めた。今後も、子育てや教育支援、発達障害への理解、就園・就学に向けての心構えなど子どもの発達や保護者のニーズに合わせた幅広い知識や情報の提供ができるように内容や講師を検討しながら実施していきたい。勉強会の講師は、医療機関職員等の専門職だけでなく、身近な地域の専門家の力を活用することで、保護者の学びの場になるだけでなく、困ったときにどこへ相談に行けばよいのかを知る機会となっている。また、事前の打ち合わせを詳細に行い、他機関と連携を図りつながりを深める事にもなっている。	19

2 相談・検診・育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業であるワンパク教室への参加。	ワンパク教室1（月1回）への参加支援。	・ワンパク教室（1） 月1回参加	17	・ワンパク教室（1） 月1回参加	ワンパク教室（フォローアップ教室）では、活動内容や設定について一緒に考えたり、職員として参加する事の意味や役割について保健センターとカンファレンスを重ねる等、各機関と連携して保護者支援に努めた。反省会では、次年度に繋がるように積極的な意見を交換した。また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで、支援の必要性についての見極めにも繋がった。職員が参加することで、療育に通う前から通園児や保護者、職員との面識を持つことができ、特に療育に通う事に不安が強い保護者に対しては、通園に対する様々な不安を軽減できるケースが多数あった。	18
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS－S法言語発達遅滞検査の実施。	18	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・職員によるKIDSの実施 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS－S法言語発達遅滞検査の実施。	通園児をアセスメントする際には面談や療育での姿を把握する他、半年ごとにKIDS（乳幼児発達スケール）を使用して通園児の発達について確認した。 作業療法士による感覚統合の検査（JMAP）、フロスティグ視知覚機能検査を行い、子どもの感覚の発達や目と手の協調性等、運動発達の状況を把握できた。また、言語聴覚士による検査（S－S法）により、ことばの理解や表出、構音についての発達や課題を把握できた。 検査結果や作業療法士・言語聴覚士の所見を個別支援計画作成に用い、子どもの姿を多面的に捉えながら発達支援を実施。検査の結果を保護者に伝えることで、子どものことを一緒に考える材料として役立て、療育終了児に対しても、医療機関受診判断の時期等、先の見通しを伝える事につながっている。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ。 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談。	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	・年間延べ40件実施 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談。 ・施設見学対応（5件） ・電話相談(1件) こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応 ・卒園児に対する相談（2件） 毎月第3月曜日午後。面談及び電話による相談。	19	・年間延べ32件実施 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談。 ・施設見学対応（10件） ・電話相談(2件) こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応 ・卒園児に対する相談（2件） 卒園後1年間をめどに面談及び電話による相談受付	基本的には療育や入園に関する面接・相談を実施。市の発達支援委員会から療育を勧奨され、発達支援センターへの通園を希望される方に、なかよし・ひまわりの両職員で面談し、支援が必要な子どもに対してより適切な療育機関を案内できるように努めた。適切な支援の提供ができるように、なかよし、ひまわりの通園検討のための見極めとしての相談が増加した。保護者は不安の中で来所されるので、通園に繋がるように聞き取りを重視し、不安な気持ちを受け止めながら、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。通園施設について迷っているケースについても事前見学を受け入れて対応し、支援の内容について説明したうえで、保護者が安心して通園先を決定できるように努めた。 こそだていろは帳等を見て子どもの成長・発達について問い合わせがあった場合は、相談対応し、必要に応じて支援機関に繋いだ。 保護者の不安を軽減し、次の支援の場でも力が発揮できるように、令和3年度より、ひまわりでの療育終了児に対しての相談日を設けている。令和4年度は、学校生活への不安など2件の相談があった。相談内容については、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関へ情報提供し、途切れない支援がされるように努めている。	19
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施する。	・療育研究会（園内研）年2回実施。 10/19 親子グループ療育→助言者：関正樹氏（大湫病院） 2/1 個別療育→後藤教諭（多治見市教育相談室）、長谷川氏（子ども支援課障害児巡回専門員） ・職員勉強会による研究会の検証と振り返り 11/1（10/19の研究会事例の検証） 2/21（2/1の研究会事例の検証） ・事例検討会 10/19午後 支援が困難な事例の研修	19	・療育研究会（園内研）年3回実施。 ①6/22 個別療育→自主研究会 ②11/22 親子グループ療育→助言者：関正樹氏（大湫病院児童精神科医） ③2/17 個別療育→助言者：立間教諭（多治見市教育相談室）、長谷川氏（子ども支援課障害児巡回専門員） ・職員勉強会による研究会の検証と振り返り ・事例検討会 11/22午後 保育所等訪問支援事業利用児事例の研修	令和4年度は、新しい取り組みとして、新入職員を対象に自主研究会を行った。職員間で個別療育の様子を見て、子どもの捉えや支援方法の見直し、今後できそうな支援について話し合うことで発達支援センターとして大切にしたい支援について共有した。この他に支援方法の検証を目的に、外部の講師（大湫病院児童精神科医、多治見市教育委員会職員、子ども支援課障害児巡回専門員）を招いて研究会を実施した。通常療育の提供を確保するため、園内研究会の日程や方法を見直し、支援の充実を図りながら利用者へも療育が提供できるように努めた。研究会は、対象児について、発達や療育での様子把握や支援方法について資料の事前検討から話し合いを重ね、全職員が支援方法について考える機会となった。研究会当日も支援から保護者へのフィードバックまでの過程を全職員で共有し、支援の幅を広げる事が出来、職員の意識改善と資質向上に繋がった。意見交換の際に小グループに分けたり付箋を使ったりするなど参加者全員が意見を出し合えるように研究会の方法についても見直しした。研究会後に職員勉強会として支援を検証し、具体的な支援方法を話し合うことで、より実践的な研究会となった。関係機関（保育園や幼稚園等）にも参加を呼びかけ、一緒に話し合うことで子どもを共通理解できる場ともなっている。前年度に引き続き、多治見市教育委員会職員と子ども支援課の障害児巡回指導専門員にも講師をお願いし、通園児の園での支援の充実と先の支援についての具体的な見直しについて関係機関職員と共有できた。 実際の療育を見ていただいてアドバイスを得る機会はあるが、発達の課題なのか愛着形成の点で課題があるのか見極めにくいケースもあるため、園内研究会の機会を捉えて話し合ったり、訪問支援事業の対象について外部講師から助言いただくなど、様々な角度から支援の質の向上を図った。	18
⑤	保護者に対する研修会の実施			・講演会（2回） 11/21 保護者向け講演会（大湫病院 関医師）参加者 24名 1月 子育て講演会→中止	18	・講演会 12/18 保護者向け講演会（大湫病院 関正樹氏）参加者 28名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、保護者の学びの機会とするとともに子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。 関医師の講演会については、保護者の気持ちに寄り添いながら発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶよい機会となっており、親の会の協力を得て毎年継続して実施している。保護者のニーズや通園児の状況に合わせて講師と打ち合わせを重ねて内容を見直しながら実施している。 講演会の開催にあたっては、参加者の健康管理と手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保やビデオ中継を取り入れるなどの感染症対策を講じたほか、参加できなかった保護者に対し講師の承諾を得て資料の提供や講演会の様子を録画したDVDの貸し出しを行い、多くの保護者に研修の機会が保証できるようにした。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目	具体的な取り組み	目標	令和3年度の実施状況	令和3年度 の評価 (20段階)	令和4年度の実施状況	令和4年度取り組み、成果、課題分析、評価	令和3年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する ・音楽療法 月1回実施 →コロナ禍で予定調整（前期2回、後期4回、緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置下では中止） ・教育委員会職員による就学個別相談→該当対象児がおらず中止 ・子ども支援課職員による就園個別相談→休園につき相談先を勧奨 ・心理士による個別相談 12/8	19	・音楽療法 月1回実施 →コロナ禍で予定調整しながら実施。 ・教育委員会教諭による就学個別相談→9/9 ・子ども支援課職員による就園個別相談→9/29 ・心理士による個別相談→11/17	保護者の継続的なニーズとして音楽療法を毎月実施。毎年同じ講師を招き継続して指導していただいている。事前の打ち合わせを密に行い、子どもの発達や特性に応じて指導方法を工夫することで、子どもの育ちや変化を捉えることができ、保護者と一緒に子どもの成長を喜ぶことができている。音楽療法の、講師及び通園児の健康管理に注意し、楽器の消毒や同室で音楽療法を受ける人数の制限など、感染症対策を十分に講じた上で実施し、多くの通園児が音楽療法を体験できるように配慮した。 新型コロナウイルス感染症の影響から、従来行っていた訓練や相談を実施することが難しくなったため、事業の見直しを行った。保護者のニーズを踏まえて内容を変更し、年長児保護者を対象に就学に関する個別相談、未満児保護者を対象に就園に対する個別相談、希望者を対象に心理士による子育て個別相談の機会を設け、保護者が外部の専門家に個別に相談できる機会を設けた。年長児の就学に関する個別相談では、就学先の決定に関する不安だけでなく、登下校や休み時間の過ごし方など、保護者の個別の心配事に対して、教育相談室担当教諭に丁寧に対応していただき、就学に向けての見通しや不安の軽減に繋がった。	19
②	療育サポート	一時預かりによる療育を実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間101人実施 緊急的なサポートとして実施。	年間69人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者や兄弟姉妹の都合で療育が途切れないことを目的としている。年度初めに周知し、有効利用を促した。特にコロナ禍ではサポート制度を利用しながら療育に継続して通ってくださる方も多く、保護者の状況に応じて制度の活用を促している。	18
③	弁当指導の実施	特に未就園児グループの親子に対して指導を実施。	保護者に対して食について学ぶ機会を設けるとともに、食事についての適切な支援を行う。	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導を実施→中止	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施	未就園児は、グループ療育の中で楽しく親子で食事をしながら咀嚼、姿勢、偏食について保護者と課題を共有し、スプーンや箸等道具の使い方の支援を実施していたが、令和4年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。 弁当指導は、民間の弁当で実施することで普段食卓に出ないおかずでも食べられる物や嫌いなものを保護者が知る良い機会となっているので、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が落ち着いたら指導の再開について検討したい。幼稚園や保育園との並行通園児に関しては、必要に応じて訪問支援事業などの機会に園での給食の様子を見に行くことで課題を把握し対応した。また、言語療法や作業療法の時間に感染症対策を講じたうえで、舌の動かし方、咀嚼や嚥下についての相談に個別対応した。	18
④	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等、緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	なないろひろばは、児童館との共催事業として連携して行っている。発達支援センター利用終了後、地域で親子をサポートしていく場としても充実を図っている。年度当初に児童センターの担当職員や保健センター職員と打ち合わせを行い、なないろひろばの目的や活動内容について共有した。子育てに緩やかな配慮や支援を求めている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。令和4年度は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響からか、なないろひろばの開催日数や参加人数が少なく、感染拡大防止の観点等から職員の参加を見合わせた。なないろひろばは地域における子育て支援の重要な場であると考えているので、後は、感染症の拡大状況を見ながら参加を予定している。	16
⑤	地域との連携	地域住民の方を巻き込んだおまつりの実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民の方と交流できる機会を設ける	・上原公民館まつり→中止 ・ひまわり夏まつり→7/5～9 (グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・笠原ふくしまつり→中止 ・クリスマスリース作り→中止 ・クリスマス会 12/13～17 (グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・地域交流事業→中止 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア→見合わせ ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	・上原公民館まつり→6/19 ・ひまわり夏まつり→7/6～19 (グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・笠原ふくしまつり→中止 ・クリスマスリース作り→中止 ・クリスマス週間 12/13～17 (グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・地域交流事業→中止 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア→見合わせ ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発達支援センター主催でのイベントの開催は困難であったが、令和4年度は3年ぶりに地域の公民館まつりが開催され、絵本や紙芝居の読み聞かせのブースとして参加し、地域の方との交流を図った。託児ボランティアなどには時折電話連絡をするなどの交流にとどまった。感染症対策に配慮しながら、地域の園芸福祉士には通園児が帰宅した後に時々花壇や畑の整備をお願いした。地域との交流やイベントの開催などについては今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら検討していきたい。また、イベント以外でも発達支援センターについて知ってもらえるような方法も検討していきたい。	18

⑥	関係機関との連携	関係機関との会議や研修会への参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	・多治見市発達支援委員会 前期1回/月、適宜 ・保健センターとの連携（1回/月、適宜） ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年、運営員会10回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・就学等支援委員会 6/21、9/10、10/18 ・通級指導教室研修会参加 4/12、9月は資料提供のみ、6月、10月、3月は中止 ・研修講師派遣（通級研・保育研） ・子育て相談会 7/1、9/27 ・子育てネットワーク連絡協議会 9/24 3月は中止 ・岐阜県障害幼児研究会参加（事務局として3回/年、研修を企画） ・東濃地区障害児指導方法研究会参加（オンライン研修など）	19	・保健センターとの連携（1回/月、適宜） ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年、運営員会10回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・就学等支援委員会 6/28、9/8、10/17 ・通級指導教室研修会参加 4/11、7/29、8/22、10/6、3/14 ・研修講師派遣（通級研・保育研） ・子育て相談会 7/1、9/27 ・子育てネットワーク連絡協議会 9/30 2/6 ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加 ・放課後等デイサービスネットワーク会議に参加	通園児の療育開始前から卒園まで関係機関と連携し、子どもに適切な支援ができるように情報共有に努めている。療育に繋がってからも、他機関と連携して支援する必要があるケースは増加傾向にある。特に保健センターとは通園児や保護者の様子の情報交換のためにミーティングの時間を月に1回設けていただいたり、継続して通園できない家庭には保健師の協力も得られるように情報を共有した。 多治見市の保育研究会の支援児部会では、運営委員として部会の取りまとめに協力した。部会の中では、多治見市の幼稚園・保育園の子どもの支援方法について交流し、学び合う事を大切にしながら多治見市の支援が充実するよう努めている。令和4年度は、支援児部会の学習会において、なかよし・ひまわりの児童発達支援管理責任者による研修会を実施。療育の紹介と説明のほか、子どもの捉えや支援方法についてグループワークで学び合い、意見交流する機会を作った。また、通級指導教室研修会では、作業療法士が子どもの運動操作面での発達について講話を行ったほか、小学校の言語通級や発達通級の指導について指導方法等の交流研修を行い、情報の共有と知識・技術の向上に努めている。 通園児の就学については、巡回訪問等の際に学びの場について一緒に考えたり、就学等支援委員会に参加したりするなど、途切れなく必要な支援がなされるように教育委員会と連携した。また、子育て支援においても市の主催する子育て相談会の相談員として協力したり、地域子育て支援ネットワーク連絡会議への参加を通して連携を図った。 発達支援に関する知識や技術を学ぶことで、職員の資質向上を図る為、県下の療育機関や東濃地区の療育施設の公開療育や研修会にもオンライン開催などの機会を捉え、積極的に参加している。また、民間事業所の見学や、放課後等デイサービスネットワーク会議への参加を通して市内の他事業所と情報交流したり、互いに支援の質が向上できるように岐阜県が計画する研修の案内などを周知した。	19
⑦	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士等を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携	私立保育園に1回訪問相談（7月）	18	私立保育園に訪問相談（8/31、9/28）	現場での専門職に対する相談を受けることがあり、地域でのニーズがあるため計画した。子ども支援課と実施方法・日数・時間を検討し、園長会で相談・派遣の流れについての説明を行ったうえで実施した。発達支援センターなかよし・ひまわりでも専門職会議で、実施方法や支援についての具体的対応などの共有・確認して地域分担を行った。 令和4年度には3ケースの相談があり、園と相談の上訪問日を決めアドバイスを行った。助言内容は、その場で報告書を作成して園に渡している。	19